

# 第 1 9 回農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 7 月 5 日 ( 金 )

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第75号から第78号)  
日程第4 議事(議案第79号から第83号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名  
委員の現在数 24名

出 席 委 員 ( 22人 )

2番	山崎	良吉	3番	熊西	忠治
4番	土合	正夫	6番	山下	隆之
7番	横山	實	8番	石井	寿男
9番	前花	敏子	10番	山崎	秋夫
11番	永森	薫	12番	三島	博
13番	大松	治雄	14番	舟木	康眞
15番	杉森	雅弘	16番	山本	久雄
17番	水元	睦雄	18番	前田	進
19番	向井	隆一	20番	山谷	孝芳
21番	田中	智弘	22番	佐伯	洋作
23番	橋爪	秀夫	24番	永野	邦夫

欠 席 委 員 ( 2人 )

1番	石庭	文男	5番	中井	敏男
----	----	----	----	----	----

## 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

#### 第2

報告第75号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第76号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について  
報告第77号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について  
報告第78号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第79号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第80号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第82号 下限面積の設定について  
議案第83号 農用地利用集積計画の決定について

### 事務のために出席した事務局職員

#### 射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二  
主任 田中 良仁

#### 射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫  
主任 青木 克憲

## 会議の概要

開会時刻 午後2時00分

### 議長(舟木会長)

ただいまから、第19回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「1番 石庭委員」「5番 中井委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

### 議事録署名委員の指名

### 議長(舟木会長)

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「17番 水元委員」「18番 前田委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

## 会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。  
本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。  
（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。  
以上で日程第2を終わります。

## 報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第75号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第75号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の  
受理についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第76号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第76号農地法第3条第1項第13号の規定による届出の  
受理についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第77号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第77号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理  
についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

佐伯委員

5番なんだけど、譲受人の住所と申請地の住所が同じになっているのは、  
どうしてなのか教えてください。

事務局(安元)

届出地については、譲受人の方が届出をされずに住宅を建てて住んで  
おられたようです。  
今回、建て替えにあたり地目が農地のままであったことが判明したこと  
から隣接農地を含めて、あらためて届出をされたものです。

佐伯委員

それって、無断転用状態となっていたわけですね。

事務局(安元)

はい。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第78号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第78号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認め、これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、農地法第18条第6項の通知がありましたので、ご了知をお願いします。

議長(舟木会長)

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

(議案第79号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第79号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。  
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書の6ページをご覧ください。

今回は5件ございます。

【議案第79号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった5件のうち、3番は生前贈与による所有権移転。  
それ以外の4件は経営規模拡大のための所有権移転です。  
これらはいずれも、農地法第3条第2項には該当しないことから、  
許可要件を満たすものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
これより本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第79号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当  
と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。  
よって、議案第79号農地法第3条の規定による許可申請については  
許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第80号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第80号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に  
ついてを議題としてお諮りします。  
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書7ページの議案第80号をご覧ください。  
今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。  
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第80号を議案書をもとに朗読】

受付番号1番は農家住宅敷地への転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
それでは地域の委員の意見をお願いします。

大松委員

議案第80号の1番について説明します。  
申請人は、集落内で約1ヘクタールの農地を耕作する農家です。  
現在の住宅は明治34年に建築をされており、老朽化が著しいことから、今回新築をすることになりました。  
ところが、現在の住居は住宅が密集する集落の中央部に位置していることから周辺道路の幅員も狭く、普通車がようやく通行できる程度であり、工事用の大型車両の通行も困難と考えられることから、現在建っている場所での新築を断念し、そこに住宅を建てることにされました。  
今回の転用により、近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合、土地改良区の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。  
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第80号の1番について、説明させていただきます。  
今回の申請地は、上水管と下水管が埋設されている幅員4メートル以上の市道の沿道区域に位置していること。さらに500m以内に消防署と歯科医院が立地としてことから、これを3種農地と判断します。  
3種農地での転用は原則許可となることから、問題はないと考えます。  
以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。  
議案第80号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。  
よって、議案第80号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。



( 議案第 8 1 号 説明・表決 )

議長 ( 舟木会長 )

次に、議案第 8 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 8 ページの議案第 8 1 号をご覧ください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 7 件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 8 1 号を議案書をもとに朗読】

受付番号 1 番は農業用機械置場兼洗車場への転用申請。

2 番と 3 番は住宅敷地への転用申請

4 番は資材置場への転用申請

5 番は農機具格納庫への転用申請

6 番は農家住宅敷地への転用申請

最後の 7 番は農家分家住宅敷地への転用申請です。

以上です。

議長 ( 舟木会長 )

事務局の説明が終わりました。

これより順に地域の委員の意見を求めます。

1 番については、私、舟木より説明します。

譲受人は集落内で三反の農地を耕作する農家で、現在の住まいは集落の中央部に位置、周辺を住宅が密集していることから、家の前の道路幅も狭く、曲がりくねっているため車の通行に支障を来しております。

また、家族が所有する 4 台の車を敷地内の僅かな空きスペースに詰めて駐車していることから、家の奥に建っている農作業場へも行きにくい状態となっております。

このため、自宅敷地に隣接する農地を譲り受け、市道から自宅奥にある農作業場への通行をし易くするとともに、一画を農業用機械置場兼洗車場とするため、今回申請をされたものです。

今回の転用による近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区、生産組合の同意も得られております。

議長 ( 舟木会長 )

つづいて、2 番について土合委員よりお願いします。

## 土合委員

議案第 8 1 号の 2 番について説明します。

譲受人は現在、地内に家族 6 人で暮しております。

これまでは子供も小さかったことから、現在の住まいに不自由を感じなかったのですが、子供の成長とともに、家も手狭となり、子供部屋も必要となってきたことから、家族で話し合った結果、実家近くの農地を譲り受け、そこに分家住宅を建てることになりました。

今回の転用による近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

以上です。

## 議長（舟木会長）

つづいて、3 番について大松委員よりお願いします。

## 大松委員

議案第 8 1 号の 3 番について説明します

譲受人は現在、市内に単身で暮しておりますが、満 8 8 歳と高齢であることから、子供の住んでいる射水市内に一戸建ての住宅を建て、そこで生活をされることになりました。

今回の転用による近隣農地への影響はないものと思われ、地元自治会ならびに生産組合等の同意も得られております。

以上です。

## 議長（舟木会長）

ひきつづき、4 番について山崎秋夫委員お願いします。

## 山崎秋夫委員

譲受人は、地内に本店を置く建設業者で、敷地内を事務所兼資材置場と従業員用駐車場として利用しています。

現在の会社を設立した平成 6 年当時は、現在より従業員も少なく、事業規模も小さかったことから、今の規模でも支障はなかったとのことですが、その後の事業規模拡大により、従業員用駐車場や建築資材等の保管場所を確保することが難しくなってきました。

そこで、重機等から発生する騒音で近隣住民に迷惑をかける心配のない、集落から離れた今回の場所を資材置場として転用することにされたものです。

なお、ここは農振農用地であったことから、平成 2 3 年に農振除外の手続きは完了してはいたしましたが、その後の農地転用手続きを怠ってしまい、現在に至るまで無断転用状態となっておりました。

このため、今回、始末書を添えて農地転用申請をされたものです。

今回の転用による近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合、土地改良区等の同意も得られております。

議長(舟木会長)

ひきつづき、5番については石庭委員より説明をいただくところですが、本日は欠席されておりますので、代わって事務局より説明をお願いします。

事務局(安元)

それでは、石庭委員に代わってご説明申し上げます。

今回の譲受人と譲渡人は、いずれも 地内に住む農家で、両者は従兄弟の関係にあります。

現在建っている、この農機具格納庫は今から40年ほど前に現所有者である さんが建てたもので、今から12年ほど前から今回の譲受人となる さんが借りておられました。

最近になって、老朽化も進んできたことから建て直すことになり、両者で話し合われた結果、土地を含めて さんから さんに譲渡をされることになり、手続を進めようと登記簿等を確認したところ、地目が農地のままであることが判明しました。

当時、 さんが農地法についての知識がなかったことから、許可を受けずに建ててしまったらしく、本人も十分に反省をされております。

今回の転用による近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合、土地改良区等の同意も得られております。

議長(舟木会長)

6番については、私のほうから説明させていただきます。

議長(舟木会長)

今回の譲受人である さんは父親の従兄弟が所有する土地を借り、そこに家を建てて住んでおられます。

最近になって、家屋の老朽化が著しいことから、建て替えることになり、土地を譲ってもらえないかと相談したところ、そこは先祖代々の土地なので譲ることはできないと断られ、加えて現在の建物については改築も増築もしないで欲しいと言われたそうです。

このため、既存の住宅を取り壊したうえで土地を所有者に返還し、隣接する父親所有の土地を転用し新たな家を建てることにされました

今回の転用による近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長(舟木会長)

引き続き7番について、山下委員よりお願いします。

山下委員

譲受人は、現在、妻と昨年生まれた子供の3人で射水市内のアパート暮らししております。

これまでは子供も小さかったことから不自由を感じなかったそうですが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、家族で話し合った結果、

将来の老後の面倒や農作業を手伝うのにも便の良い、実家の向かい側に位置する祖父所有の農地を転用して、そこに農家分家住宅を建てることになりました。

今回の転用により近隣の農地への影響はないと思われ、地元自治会及び生産組合等の同意も得られております。

以上です。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第81号の1番から7番について、説明をさせていただきます。

それでは、1番から説明します。

申請地は上水管と下水管が埋設されている幅員4メートル以上の市道の沿道区域に位置しており、ここから500m以内に小学校と保育園が建っていることから、これを3種農地と判断します。

3種農地での転用は原則許可となることから、問題はないと考えます。

つづいて2番について。

申請地は、周囲を宅地に囲まれており、これまで土地改良事業等も行われていないことから、ここは低生産性小集団農地に区分されます。

低生産性農地は2種農地に分類されることから、転用は別段問題ないと考えます。

3番について

申請地は東側に住宅用地の連担している市街化区域と近接しており、農地の広がりも10ヘクタール未満であることから、これを2種農地と判断します。

2種農地ですので、転用は問題ないと考えます。

4番について

申請地は10ヘクタール以上の農地の広がりの中にある農地であり、これを甲種農地と判断します。

申請地は営農組合の乾燥調製育苗施設と50m以内で接続し、農振除外手続も平成23年に完了しております。

利用計画についても別段問題ないと判断され、転用はやむを得ないと考えます。

5番について

申請地は10ヘクタール以上の農地の広がりの中にある農地であり、これを1種農地と判断します。

今回の申請は農機具格納庫敷地とするものであり、事業計画上も問題はないと判断されます。

さらに、これまで無断転用状態であったことについても始末書が添付されており、転用はやむを得ないと考えます。

#### 6番について

申請地は東側に住宅用地の連担している市街化区域と近接しており、農地の広がりも10ヘクタール未満であることから、これを3種農地と判断します。

3種農地ですので、転用は問題ないと考えます。

#### 7番について

申請地は10ヘクタール以上の農地の広がりの中にある農地であり、これを1種農地と判断します。

今回の申請は農家分家住宅敷地を目的とするものであり、土地利用計画、また、集落との接続要件も問題ないと判断できることから、転用はやむを得ないと考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第81号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第82号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第82号 下限面積の設定についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第82号の下限面積の設定についてご説明いたします。  
現在、射水市における下限面積は50アールと定めています。

これは、平成21年12月の農地法改正により、農業委員会で独自に定めることができるようになったことから、毎年、この下限面積を見直す必要があるか否かについて、これを審議しなければならないことになっております。

前回も平成24年6月の第6回総会において、審議をいただき「修正する必要なし」との決定をいただいております。

資料に基づき説明

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。  
本議案に関する質問等はありませんか。

山崎秋夫委員

5反要件って、どういう目的をもって設けられているのか、正直、良く分からないんですよ。

今ほどの事務局の説明でなんとなくはわかりましたが、たとえば、極端なこと言うと、これを1反にもできるということなの。

それなら、もし、これを緩和して、1反とかにした場合に、どういうメリットやデメリットがあるのか教えてもらえますか。

事務局(安元)

仮に、下限面積を下げた場合には、一定経営規模以下の人でも農地法による農地の所有権移転等がしやすくなります。

家庭菜園などをされている小規模農家には良いかもしれませんが、農家の経営規模としてみた場合、一戸当たりの経営面積が小さいと生産性が低く、そのような農家が増えてしまうと、将来的に農業経営が安定的に継続して行われなことが想定されるため、ある程度の経営規模を有する農家でないと農地法による所有権移転ができないなどの、制約を設けているものです。

それとは逆に、下限面積を上げた場合には中規模農家が規模を拡大しようとしても、農地を新規取得できなくなるなどのデメリットもありますね。

山崎秋夫委員

わかりました。  
射水市では5反程度が平均的な農家ということですね。

永森委員

県下の他の市でも、全部5反に決めておられるのですか。  
参考に聞かせてください。

事務局(安元)

以前に調べたことがありまして、隣の市の大半は5反で地区に限って別段面積を設定し、4反となっているそうです。

理由は、海と山の間であって小区画で耕作しにくい区画であることと聞いています。

さらに山間部の市の旧山では別段面積として1反とされているそうです。

これも市と同様に区画が小さいことと、山間部で作りにくいという事情を考慮したものです。

永森委員

参考になりました。

議長(舟木会長)

そのほかに質問はありませんか。

(「なし」の声起きる)

質問なしと認め直ちに採決します。

それでは、議案第82号 下限面積の設定については原案のとおり「修正しない」ことに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第82号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第83号 説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第83号 農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案9件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】  
以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の  
各要件を満たしています。  
以上です。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

永森委員

301から303の借り手の さんについて教えてください。

事務局(福井)

さんについて説明

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起る）

質問なしと認め直ちに採決します。

議長（舟木会長）

それでは、質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第83号 射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第83号射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに可決されました。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第19回総会を閉会します。



その他報告事項

平成25年度農業委員等研修会の精算について

平成25年度農業経営法人化説明会の開催について

次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成25年8月6日(火)午後1時30分から  
射水市役所 布目庁舎301号会議室

農業委員会市内視察研修会の開催について  
次回総会(8月6日)終了後に実施予定。  
視察先は 射水市串田地内のブルーベリー栽培圃場

議 長 舟 木 康 眞

署名委員 前 田 進

署名委員 水 元 睦 雄

第十九回農業委員会総会議事録

縦  
覧  
中

縦覧期間

自 平成二十五年七月十二日  
至 平成二十五年七月三十一日